

平成8年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農産園芸局植物防疫課 さか坂 の野 まさ雅 とし敏

わが国農業、農村は、農業従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化の進行等の中で、さらに昨年4月からのウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により、我が国農業・農村は新たな国境措置の下で厳しい環境の下に置かれることとなった。このような中で、長期の展望の下に、着実に魅力あふれる農業と活力ある農村を実現していくため、6年8月の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を今後の政策推進の指針としつつ、また、7年12月に策定された「農産物の需要と生産の長期見通し」を踏まえ、農業の21世紀に向けた飛躍を図るとともに、農村が多様で活力のある地域社会として発展することができるような対策を総合的かつ的確に講ずることが重要である。

植物防疫事業については、このような課題に適切に対処し得るよう、一層高精度な発生予察とこれに基づく的確かつ効率的な防除の実施、環境保全型農業の推進、農業生産の効率化に資する農薬コストの低減、さらに農産物輸入の動向に対応した植物検疫の実施等が重要となっている。

特に植物検疫については、本年1月の植物検疫に関する懇談会報告に沿い、植物防疫法の一部改正を含め制度の改正強化を図ることとしている。今回の法改正は、昭和26年以来の大改正となる。この内容については後述するが、今後は今回の法改正の円滑、的確な具体化を目指し、病害虫防除関係者と植物検疫関係者の一層緊密な連携が必要と考える。

このような状況を踏まえつつ、平成8年度の植物防疫事業の推進方向についてまとめた。

I 環境保全型農業の推進

まず、当面する課題の一つである農業生産の安定では、環境保全型農業と植物防疫の調和ある推進が挙げられる。

近年の変動幅の大きな気象推移は病害虫の発生にも大きな影響を与えている。その対応を通じ迅速、的確な発生予察と適時適切な防除が不可欠であることが、農業者のみならず多くの一般国民にも認識されることとなったものと考えているが、一方、水田初期除草剤問題や臭化メチルのオゾン層破壊問題でも明らかのように、社会的に環境問題についての関心がきわめて高くなっていることも事実である。

環境保全型農業における病害虫・雑草防除は、①高精度できめの細かい発生予察に基づく適時適切な防除、②多様なニーズに応じた多段階の要防除水準の設定、③天敵、微生物農薬、性フェロモン等いわゆる化学農薬以外の農薬による防除の推進、農薬以外の耕種的、物理的防除等を組み入れた総合防除体系の確立普及、等が重要であり、国はもとより、県、農業者がそれぞれの立場から取り組みを強化している。これらの取り組みは地道なもので、時間もかかり、また、農業者ばかりでなく一般消費者に対しても理解を得なければ成り立たないものであるが、より強く着実な取り組みにより、成果を積み重ねていくことが重要である。

なお、植物防疫事業においては総合防除技術確立の大きな柱となる天敵や微生物農薬の実用化を図るため、生物農薬登録申請のガイドラインの策定作業を引き続き進めて登録促進を図るとともに、その普及定着のための取り組みを進めることとしている。

II 中山間地域農業対策の推進

中山間地域においては、平坦地域よりも鳥獣による被害が大きかったり、特産農産物の生産によるいわゆるマイナー作物の農薬登録問題などが顕在化しやすい。

病害虫防除対策においては、平成7年度において従来の補助事業を見直し、一般病害虫および難防除病害虫の防除対策を総合的に進める「総合防除技術確立推進事業」を創設した。平成8年度はさらに鳥獣害防止対策、マイナー作物農薬登録促進対策にも積極的に取り組むこととしている。

1 鳥獣害対策

近年、兼業化、高齢化等により病害虫防除、野生鳥獣による農作物被害の防止を十分に行えないという問題が顕在化している。このうち、特に深刻になっている野生鳥獣による被害の防止対策を強化するため、平成7年度に創設した「鳥獣害防止システム実証事業」を拡充し、新たに、①獣害防止タイプ：モデル地区において、対象獣類ごとに獣害防止のための革新的な技術（例えば感應式ゲートシステム、ネット式電気柵等）を導入した被害防止システムの実証、②鳥害防止タイプ：モデル地区において、対象鳥類ごとに鳥害防止のための革新的な技術（例えば、ワイヤレス式鳥獣駆除音声装置、磁気利用鳥類忌避装置等）を導入した被害防止システムの実証、を設けるとともに実施主体に市町村、農業協同組合等を追加することとしている。

2 マイナー作物対策

中山間地域における地域特産農産物等の生産振興は、重要な課題となっており、中山間地域における特産農作物等の栽培に当たっては、防除体系の確立が求められている。

地域特産農作物等の農薬は、作付け面積が少ないこと等から農薬メーカーにとって、登録を行うためのコストに見合う収益が期待しがたい場合が多く、農家のニーズにすべて応えることは困難な現状である。これらの対策を効率的に推進するため、病害虫の診断、簡易診断技術の提供、都道府県、メーカーの要望把握・調整を行い、農薬の登録に必要な試験に要する経費に充てるための資金の造成を行う「中山間地域特産農作物等生産支援対策事業」を新たに実施する。

III 情報ネットワークの整備・利用推進

わが国全体の情報化が進む中で、植物防疫についても従来の発生予察関係だけではなく、防除、農薬情報、検疫関係情報、さらには一般的な農業者の動向等を含め、幅広い情報を植物防疫関係者に広く提供できる、植物防疫関係の総合的情報ネットワークを整備することが必要となっている。

このネットワークの中核となり、その開発を前倒しして実施している発生予察関係情報サブシステムについては、将来的な植物防疫情報センターを予定している日本植物防疫協会において開発整備されたパソコン通信基本システムと併せて平成8年4月より都道府県病害虫防除所での暫定利用を開始させることとした。

今後は、発生予察関係情報サブシステムの拡充を図るとともに、さらに年次計画により農薬関係情報サブシステムの構築、各種データベースの整備などを進めることとしている。なお、運用主体となる日本植物防疫協会における運用方針が決定次第、利用対象を拡大することとしており、平成9年度には、都道府県の病害虫防除所以外の機関、国の試験研究機関や団体、関係メーカーの方にも利用いただける予定である。もちろん、一般農家の利用も歓迎することとしており、より幅広く情報を提供するため、インターネットへの対応も検討することとしている。

IV 農薬の適正使用の推進

農薬については、何をおいても使用者、農産物、環境に対する安全を確保することが不可欠である。昨年5月の食品衛生法改正により、従来約100農薬について設定されていた残留基準について2000年までに総計で200農薬を目途に設定されることとなっており、安全使用基準に沿った適正使用の徹底を関係者一丸となって取り組むこと、さらに、農業生産資材のコスト問題にも実効のある対策を進めることが重要となっている。

このため、8年度には、「農薬安全使用総合啓発事業」

を拡充し、新たに農薬安全使用基準の農家の農薬使用状況を調査している農産物安全対策業務との連携を一層強化するとともに、生産サイドにおいて関係者に農薬の作物残留状況を把握させ、農薬適正使用に対する意識啓発を進めることとしている。

また、公共用水域における水質汚濁の防止を図るため水質保全に配慮した農薬使用の一層の適正化を進める必要がある。このため、農薬を使用した水田やゴルフ場等の周辺の水質に及ぼす影響を点検調査し、その結果に基づいて地域の実情に即した水質影響に配慮した農薬適正使用の指導を図ることとしている。

一方、オゾン層保護のために臭化メチルの使用制限については、昨年末のモントリオール議定書締約国会議において、検疫用途等一部の用途に使用されるものを除き、2001年で1991年の使用量の25%、2005年で50%削減し、2010年で全廃することが決定したところである。臭化メチルに代わる新たな代替剤の開発を進めているところであるが、従来から利用されている個別薬剤、個別技術の普及拡大や、これらの組合せによる総合的な対策の確立に向けて取り組みを継続していくこととしている。

V 植物検疫制度の改善

農業分野の国際化の進展に伴い、近年、生果実、野菜、切り花等の輸入が急増するとともに、コンテナ輸送、航空貨物輸送等の進展、生鮮農産物の冷蔵技術の発達等により植物輸入の形態も多様化していることから、海外からの病害虫侵入の潜在的危険性が高まっている。

一方、先般FAOにおいて策定されたガイドラインを踏まえ、病害虫の危険度を評価し、その危険度に応じた植物検疫措置を行うことも必要となっている。

このような状況を踏まえ、病害虫のわが国への侵入を未然に防止するという植物検疫の大目的を堅持しつつ、病害虫の危険度に応じた検疫措置を実施するとともに、検疫手続きをより迅速に行うため、植物防疫法の一部改正等の制度改正を実施することとした。

植物検疫に関する制度改正は、直接的には植物防疫所の業務に係るものであるが、新たな植物検疫制度の下では、これまで以上に国内の病害虫防除関係者と植物防疫所との情報交換、連携が重要となってくる。

また、的確な植物検疫を実施するためには諸外国に発生している病害虫の情報入手が必要となり、わが国においても今後組織的なペストサーベイランスの取り組みが不可欠となる。

国、都道府県、民間の枠、そして行政、研究の枠を越え、植物防疫に関わるすべての関係者が一体となった取り組みが今ほど求められている状況はかつてない。

植物防疫課もその先頭に立って努力していく決意であるが、本紙の読者の方々をはじめ、関係者におかれても、わが国の植物防疫の発展と、それに通ずるわが国農業の発展に一層ご支援、ご尽力をお願いしたい。